

報告 3

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の一部改正について

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の一部を改正したため、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 4 月 2 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市規則第 33 号

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 15 日

三次市長 福岡 誠 志

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則（平成 27 年三次市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（入会）

第 2 条 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に入会しようとする児童の保護者は、三次市放課後児童クラブ入会申込書（様式第 1 号）に所定の就労証明書等の入会を必要とする書類及び利用に関する同意書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 保護者は、前項の入会申込書を提出した後に、入会承諾等の決定前に入会申込を取り下げる場合は、三次市放課後児童クラブ入会申込取下げ届（様式第 2 号）を提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する入会申込書の提出があった場合は、当該児童が条例第 3 条に規定する児童であるときは、入会を承諾したことを三次市放課後児

童クラブ入会承諾通知書（様式第 3 号）により保護者に通知するものとする。

4 市長は、当該児童が条例第 3 条に規定する児童でないときは、入会を承諾しないことを三次市放課後児童クラブ入会不承諾通知書（様式第 4 号）により保護者に通知するものとする。

5 保護者は、入会の承諾を得た内容に変更が生じた場合は、三次市放課後児童クラブ入会承諾事項変更届（様式第 5 号）を提出しなければならない。

6 市長は、入会を承諾すべき児童全員を入会させることにより、当該児童クラブの適切な運営が困難となること、又はその他のやむを得ない理由がある場合は、入会を承諾しないことができるものとする。

第 3 条の見出しを「（入会承諾の解除）」に改め、同条中「いずれかに該当するときは」の次に「三次市放課後児童クラブ入会承諾解除通知書（様式第 6 号）により」を加え、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 当該児童の保護者が、保護者負担金を 2 箇月以上滞納したとき。

第 7 条を第 9 条とし、第 4 条から第 6 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（休会）

第 4 条 休会は、月単位で届出をするものとする。

2 保護者は、児童を休会させようとする場合は、休会する月の前月の末日までに三次市放課後児童クラブ休会届（様式第 7 号）を提出しなければならない。

（退会）

第 5 条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、三次市放課後児童クラブ退会届（様式第 8 号）を退会する月の末日までに提出しなければならない。

(1) 当該児童が、児童クラブを退会するとき。

(2) 当該児童が、1 箇月を超える期間において児童クラブの利用を行わないとき。

(3) 当該児童の保護者が出産したとき。ただし、保護者の出産前までに三次市放課後児童クラブ出産予定日届（様式第 9 号）を提出した場合は、保護者の退院日の翌日から起算して 2 箇月後まで退会を猶予することができるものとする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削り，附則の次に次の 9 様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，令和 7 年 4 月 1 5 日から施行し，同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに改正前の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の規定による手続，処分その他の行為は，改正後の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

改正

平成27年 5月 1日規則第28号

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成26年三次市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会~~の手続~~)

第2条 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に入会しようとする児童の保護者は、三次市放課後児童クラブ入会申込書（様式第1号）に所定の就労証明書等の入会を必要とする書類及び同意書を添付し、~~を~~市長に提出しなければならない。

2 保護者は、前項の入会申込書を提出した後に、入会承諾等の決定前に入会申込を取り下げの場合は、三次市放課後児童クラブ入会申込取下げ届（様式第2号）を提出しなければならない。

3 ~~2~~市長は、~~第1前項~~に規定する入会申込書の提出があった場合は、当該児童が条例第3条に規定する児童であるときは、入会を承諾したことを三次市放課後児童クラブ入会承諾通知書（様式第~~2~~3号）により保護者に通知するものとする。

4 市長は、当該児童が条例第3条に規定する児童でないときは、入会を承諾しないことを三次市放課後児童クラブ入会不承諾通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

5 保護者は、入会の承諾を得た内容に変更が生じた場合は、三次市放課後児童クラブ入会承諾事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

6 ~~3~~市長は、~~前項の規定により入会を~~承諾すべき児童全員を入会させることにより、当該クラブの適切な運営が困難となること、又はその他のやむを得ない理由がある場合は、入会を承諾しないことができる。

(入会承諾の解除~~退会~~)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、三次市放課後児童クラブ入会承諾解除通知書（様式第6号）により当該児童に係る入会の承諾を解除することができる。

(1) 当該児童が条例第3条に規定する児童でなくなったとき（事後において判明した場合を含む。）。

(2) 当該児童の保護者が条例又はこの規則の規定に従わないとき。

- (3) 当該児童の保護者が、保護者負担金を2箇月以上滞納したとき。~~から児童クラブを退会する申出があったとき。~~
(休会)

第4条 休会は、月単位で届出をするものとする。

- 2 保護者は、児童を休会させようとする場合は、休会する月の前月の末日までに三次市放課後児童クラブ休会届出書（様式第7号）を提出しなければならない。
(退会)

第5条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、三次市放課後児童クラブ退会届出書（様式第8号）を退会する月の末日までに提出しなければならない。

- (1) 当該児童が、児童クラブを退会するとき。
(2) 当該児童が、1箇月を超える期間において児童クラブの利用を行わないとき。
(3) 当該児童の保護者が出産したとき。ただし、保護者の出産前までに三次市放課後児童クラブ出産予定日届出書（様式第9号）を提出した場合は、保護者の退院日の翌日から起算して2箇月後まで退会を猶予することができるものとする。

(保護者負担金の納付期限)

~~第6-4条~~ 条例第5条に規定する保護者負担金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(保護者負担金の減免)

~~第7-5条~~ 条例第6条に規定する保護者負担金を減額し、又は免除することができるときは、当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
(2) 三次市就学援助費支給規則（平成16年三次市教育委員会規則第22号）第2条に規定する者
(3) 災害により災した者
(4) その他、市長が特に認めた者

(保護者負担金の不還付)

~~第8-6条~~ 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(その他)

~~第9-7条~~ この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成26年三次市条例第23号）の施行の日から施行する。

(三次市放課後児童健全育成事業条例施行規則の廃止)

2 三次市放課後児童健全育成事業条例施行規則（平成16年三次市規則第96号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日の前日までに廃止前の三次市放課後児童健全育成事業条例施行規則の規定によりなされた手続，処分その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この規則の施行前にした行為は，この規則の相当規定によって行われたものとみなす。

附 則（平成27年5月1日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（読替規定）

2 この規則の施行日前にした改正前の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の規定による手続，処分その他の行為は，改正後の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式（省略）

年度 三次市放課後児童クラブ入会申込書

受付印

三次市長様

三次市放課後児童クラブの利用について、次のとおり申し込みます。

住 所		※アパート名・部屋番号まで詳しく記入してください。				特別支援学級の在籍	
三次市						有 ・ 無	
保 護 者	フリガナ			入 会 希 望 児 童	フリガナ		
	氏 名				氏 名		
	□上記保護者は児童手当受給者です。						
連 絡 先		電話番号	児童との続柄	生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女
	①			年4月から	小学校	新	年生
	②			出身保育所等（新1年生のみ記入）			
◎感染症等により保健所から市へ情報提供の依頼があった場合は、対策に必要な個人情報の開示について 同意する・同意しない							
◎メディアの取材・画像等の掲載について 同意する・同意しない							

クラブ名	放課後児童クラブ		
利用区分	□長期休業日を含むクラブ開設日 月～		□土曜日利用しない。
	□長期休業日のみのクラブ開設日 月		

◎同居の家族の状況（利用児童本人と祖父母を除く同居者全員）

同居の家族	氏 名	生 年 月 日	児童との続柄	児 童 を 保 育 で き な い 事 由 等			
				就労先・就学先・病気等の状態	就 労 ・ 就 学 時 間 等		備考
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	
		昭和 平成 令和	年 月 日		月～金 土	： ～ ：	

◎祖父母の状況

区分	氏 名	同居（同一敷地や隣接含む。）・別居	就労等の状況	不在
父 方	祖父 年 月 日生	同居 別居（住所）	就労（常勤・パート・自営） 70歳以上・その他（）	□
	祖母 年 月 日生	同居 別居（住所）	就労（常勤・パート・自営） 70歳以上・その他（）	□
母 方	祖父 年 月 日生	同居 別居（住所）	就労（常勤・パート・自営） 70歳以上・その他（）	□
	祖母 年 月 日生	同居 別居（住所）	就労（常勤・パート・自営） 70歳以上・その他（）	□

◎子どもの健康状況

健康状態	健康・病気療養中（病名・症状：） 通院等について なし・あり（）	
	発達相談等を受けたことがありますか なし・あり（）	
障害手帳等	身体障害者手帳	なし・あり（障害名：） 等級）
	療育手帳	なし・あり（障害名：） 等級）
アレルギー疾患	なし・あり（喘息・アレルギー性鼻炎・アトピー性皮膚炎・じんましん・食物アレルギー その他：）	
アナフィラキシー ショックの既往	なし・あり（いつ：） （原因：）	（どこで：） （症状：）
エピペン	なし ・ あり	

◎児童クラブで配慮が必要な既往歴・食物アレルギー等

既往症・アレルギー物質	具 体 的 症 状	対 応 ・ 配 慮

◎入会承諾・不承諾について

入会不承諾となった場合、今後入会可能となれば入会を希望しますか。	1. 希望する	2. 希望しない
【兄弟姉妹を申し込んでいる場合のみお答えください。】 申し込んだ兄弟姉妹のうち、誰かが不承諾となった場合でも、入会可能児童のみ入会希望しますか。（希望しない場合は、申込取下げとします。）	1. 希望する	2. 希望しない

※以下、市の受付者の記入欄です（保護者の方は記入しないでください。）

申込日	(令和	年	月	日)	申込書提出者	児童の(	)	受付者(	)
年	月	日							
					就労点数	世帯点数	その他	総点数	

三次市放課後児童クラブ入会申込取下げ届

年 月 日

三 次 市 長 様

届出者（保護者）住所 三次市

氏名

電話

三次市放課後児童クラブの入会申込を取り下げたいので届け出ます。

児 童 の 氏 名 （ 生 年 月 日 ）	（ . . 生）	（ . . 生）	（ . . 生）
児童クラブの名称			
取 下 げ 理 由			
備考			

年 月 日

様

三次市長 印

三次市放課後児童クラブ入会承諾通知書

三次市放課後児童クラブについて，次のとおり承諾します。

児 童 の 氏 名	
児 童 ク ラ ブ の 名 称	
承 諾 期 間	
利 用 月	
負 担 金 の 月 額	
負 担 金 の 納 付 方 法	
備考	

年 月 日

様

三次市長 印

三次市放課後児童クラブ入会不承諾通知書

三次市放課後児童クラブについて、次のとおり不承諾とします。

児 童 の 氏 名	
児童クラブの名称	
不 承 諾 理 由	

備考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三次市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、上記1の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三次市を被告として（訴訟において三次市を代表する者は三次市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

三次市放課後児童クラブ入会承諾事項変更届

年 月 日

三次市長様

届出者（保護者）住所 三次市

氏名 _____

電話 _____

次の児童に係る放課後児童クラブ入所事項について変更するので届け出ます。

児 童 の 氏 名 (生 年 月 日)			(, , 生)	(, , 生)	(, , 生)
児童クラブの名称					
変 更 事 項	区 分		変 更 前		変 更 後
	氏 名	保 護 者			
		児 童			
	住 所				
	そ の 他				
変 更 理 由					
変 更 年 月 日					

三次市放課後児童クラブ退会届

年 月 日

三 次 市 長 様

届出者（保護者）住所 三次市

氏名

電話 — —

三次市放課後児童クラブを退会したいので届け出ます。

児 童 の 氏 名 （ 生 年 月 日 ）	（ . . 生）	（ . . 生）	（ . . 生）
児童クラブの名称			
退 会 す る 理 由			
退 会 す る 年 月			
備考			

三次市放課後児童クラブ出産予定日届

年 月 日

三 次 市 長 様

届出者（保護者）住所 三次市

氏名 _____

電話 — —

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 5 条第 3 号の規定により，次のとおり，出産予定日及び出産後の三次市放課後児童クラブの利用について届け出ます。また，出産後は退院日を申し出ます。

児 童 の 氏 名 (生 年 月 日)	(. . 生)	(. . 生)	(. . 生)
児童クラブの名称			
出産予定年月日	年 月 日		
出 産 後 の 予 定	☐ 育休取得予定（退会届出書を提出） ☐ 復職予定 ☐ その他		
備考			

退院日	2 か月後
年 月 日	年 月 日